平成２７年（フ）第３１号
静岡市駿河区用宗２丁目８番10―301号
債務者　向田　公亮
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪部史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０８号
奈良県大和郡山市北郡山町109番地５　レストパレス303、前住所奈良県大和郡山市九条町491番地10
債務者　西村　直彦
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０９号
京都府木津川市相楽大里105番地、前住所奈良県生駒市菜畑町2313番地
債務者　西村　龍典
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６４号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　314号棟502号室
債務者　村木　朋己
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉坂　　華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１３号
名古屋市緑区藤塚３丁目2225番地
債務者　山田　栄治
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
山口県下松市桜町２丁目20番11号
債務者　高橋　榮清
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　通山　和史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４１号
山口県光市千坊台３丁目11番５号
債務者　岩本　政幸
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　政之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３９号
札幌市清田区真栄２条１丁目３番10号　プレタコートＡ―201号
債務者　三沢　嘉謹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０号
札幌市清田区真栄２条１丁目３番10号　プレタコートＡ―201号
債務者　三沢　清美
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５９号
札幌市中央区南１条西15丁目１番地13　ヴィレッタ大通501号
債務者　杉本　親紀
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１１号
北海道北広島市泉町３丁目６番地16
債務者　平井　睦江
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３２号
札幌市白石区平和通７丁目南１番３号　白石団地Ｂ―104号
債務者　中村　壽夫
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９０号
札幌市東区北28条東12丁目２番１号　ノースシャトー28―201号
債務者　戸澤　真二
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９１号
札幌市東区北28条東12丁目２番１号　ノースシャトー28―201号
債務者　戸澤　園美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７０号
北海道千歳市弥生２丁目３番20号　ブレース弥生103号
債務者　宮崎　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８３号
札幌市白石区平和通11丁目南２番13号　イレブン平和通302号
債務者　北谷亜紀子（旧姓掛村）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５３号
札幌市西区琴似１条６丁目１番31―207号
債務者　上野　一人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部